

岩手県東日本大震災津波復興委員会
第23回総合企画専門委員会

(開催日時) 平成30年10月24日(水) 14:00～16:30

(開催場所) エスポワールいわて3階 特別ホール

1 開 会

2 議 事

(1) 岩手県次期総合計画「長期ビジョン」(中間案)について

(2) 岩手県次期総合計画アクションプラン【復興プラン(仮称)】
(中間案に向けた復興局原案)について

3 その他

4 閉 会

委員

齋藤徳美 谷藤邦基 豊島正幸 中村一郎 平山健一 広田純一 南正昭
若林治男

1 開 会

○多賀推進協働担当課長 ただいまから岩手県東日本大震災津波復興委員会第23回総合企画専門委員会を開催いたします。事務局の復興局復興推進課の多賀と申します。暫時司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

はじめに、出席状況について御報告を申し上げます。本日は委員9名中8名の御出席をいただいております。岩手県東日本大震災津波復興委員会専門委員会運営要領第4条第2項の規定により、会議が成立していますことを御報告します。

それでは、本委員会に先立ちまして、佐々木復興局長から御挨拶を申し上げます。

○佐々木復興局長 復興局長の佐々木でございます。委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

御承知のとおり県の復興計画期間8年間も残り半年を切っております。この間、委員の皆様方のお力添えをいただき、復興は着実に進んでおりまして、本専門委員会の前回の開催後におきまして、三陸沿岸道路で2区間の開通や釜石鶴住居復興スタジアムのオープン、陸前高田市でまちびらき等、明るい話題も多くなってきております。

一方で、完成時期が来年度以降となる見込みの事務や、住まいの面では未だ約3,900名の方々が応急仮設住宅におられるということで、一日も早い恒久的住宅への移行、コミュニティの形成支援等についても力を入れる必要があると考えております。

そうしたことから、昨年度から御審議いただいておりますが、次期総合計画において、復興についても県政の最重要課題として位置付け長期ビジョンに盛り込み、その上で現在の復興実施計画に相当する復興のアクションプランの策定作業を進めております。

前回骨子案を御議論いただいた長期ビジョンの中間案と復興ビジョンにつきまして、

本日はどのような取組を行うかといった部分を入れ込んだ中間案策定に向けての復興局原案について、御審議いただきたいと考えております。

そして、来年度以降もこの復興の推進を着実に進めるため、復興委員会と専門委員会の体制につきましては、来年度も同じような形で設置したいという県側の考え方でございますので、それもお含みおきいただきながら、本日様々御議論いただきたいと思っております。

本日いただいた意見につきましては、整理した上で11月6日開催予定の復興委員会において御報告させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 岩手県次期総合計画「長期ビジョン」(中間案)について

(2) 岩手県次期総合計画アクションプラン【復興プラン(仮称)】

(中間案に向けた復興局原案)について

○多賀推進協働担当課長 それでは、議事に入ります。

ここからの委員会の運営は、運営要領の規定により、委員長が議長となっておりますので、齋藤委員長、よろしくお願いいたします。

○齋藤徳美委員長 それでは、議事に入らせていただきますが、冒頭、局長から、来年度以降の大まかな方針をお伝えいただいたところであります。8年経過し、起草、進捗管理、毎年の新たな計画、実行計画等に携わってきて、専門委員会として一生懸命尽力してまいりましたが、8年間の成果や不十分な点についての総括が必要だと考えていました。復興委員会あるいは専門委員会が継続するということですので、私たちの総括の仕方についても、委員の皆様には後ほど御意見をいただきたいと思っております。

8年目は、新しい県の総合計画に引き継ぐ形で、国の復興計画10年よりも前に岩手県では復興計画として区切りということで、スタート時に決めてまいりました。総合計画につきましては、報道にもあるように幸福について様々な御意見が飛び交っているところでございます。総合計画の進捗につきましては総合計画審議会がありますので、そちらで御議論されておりますが、前回本委員会でも長期ビジョンについての御意見をいただき、それを本編に反映させていただいておりますので、改めてこの長期ビジョンについて委員の皆様から御意見をいただければと思っております。

それでは、岩手県次期総合計画「長期ビジョン」(中間案)について、事務局から御説明をお願いいたします。

○岩淵政策地域部政策推進室政策監 政策推進室の岩淵と申します。私から、次期総合計画長期ビジョンの中間案について説明させていただきます。

資料につきましては、資料1-1が概要版、資料1-2が中間案本体冊子、資料1-3が素案から中間案に至る変更内容をまとめた資料、資料1-4が前回の復興委員会等における御意見の中間案への反映状況をまとめた資料となっております。

はじめに、次期総合計画の長期ビジョンにつきましては、去る6月に素案として公表し、パブリック・コメントや地域説明会、また復興委員会をはじめとした様々な委員会や審議会、知事と市町村長との意見交換会等を通じ広く御意見をいただきました。これらを踏まえた見直しを行い、9月には中間案として公表し、2度目のパブリック・コメントや地域説明会の実施とともに、委員会や審議会において御意見を伺っているところでございます。

それでは、素案から中間案における変更内容につきまして、資料1—2と資料1—3により説明させていただきます。

まず、第2章の「岩手は今」に関する部分でございます。「2 日本の変化と展望」の「(3) 多発する大規模自然災害」につきまして、復興委員会における御意見等を踏まえ、先般の西日本豪雨災害について付け加えました。また、「3 岩手の変化と展望」の「教育」分野の[強み・チャンス]の部分について、素案では世界で活躍するスポーツの例示として、野球をはじめとした競技名を具体的に例示しておりましたが、岩手県出身者が幅広い競技で活躍していることから、競技名の例示を削除した表記へと見直しております。その他、具体的説明は省略させていただきますが、第2章の「岩手は今」に関して、詳細は資料1—3に記載のとおり、見直しを計9箇所行っております。

次に、資料1—2の第3章「基本目標」に関する部分でございます。基本目標の3行目「幸福を守り育てる希望郷いわて」の前に「お互いに」を加え、県民が相互に支え合いながら幸福を守り育てるという趣旨を明確にいたしました。

また、様々な御意見を踏まえ、基本目標の考え方をより具体的にお示しするため、新たに追記しております。具体的には、「復興の取組の中で、学び、培った経験」の中から代表的なものを具体的に示しました。また、今後の復興の取組の考え方として、「より良い復興(Build Back Better)」の表現も加えております。さらに、幸福を守り育てるための今般の計画における政策体系の考え方等を記載しております。

第4章については、後ほど、復興局から御説明を申し上げます。

次に、第5章の「政策推進の基本方向」に関する部分でございます。「2 10の政策分野の取組方向」につきまして、「(1) 健康・余暇」のサブタイトルの下に、サブタイトルと政策項目をつなぐ形で新たに4行、文章を追加しました。

また、パブリック・コメント等で市町村や関係機関との役割分担に関する御意見を多数いただきましたので、中間案におきましては、新たに全分野に「みんなで取り組みたいこと」として多様な主体に期待する取組を盛り込んでおります。

さらに第5章は、政策項目の統合を行いましたので、資料1—3の別紙「政策項目のタイトルの見直し及び統合について」を御覧ください。左側が先般の素案における政策項目、右側が本日お示ししている中間案における政策項目となります。

まず、「(1) 健康・余暇」における「**4**文化芸術活動」と「**5**スポーツ」につきまして、他分野では文化スポーツが1つの項目になっておりますので、ここも文化スポーツを1つの政策項目に統合しております。

次に「(3)教育」分野でございます。素案におきましては「**19**岩手で、世界で活躍する人材を育てます」という政策項目ですが、具体的内容が世界と岩手をつなぎ地域に貢献する人材を育成するという趣旨であり、「**21**産業を発展させる人材を育てます」と同様、地域に貢献する人材育成に関する内容と重複することから、中間案ではこの2つを統合し、「**18**地域に貢献する人材を育てます」といたしました。なお、世界で活躍するトップアスリートの育成に関しましては、中間案では「**19**文化芸術・スポーツを担う人材を育てます」の中に盛り込み、外部の委員会等における委員の意見を踏まえた見直しを行いました。

続いて、「(7) 歴史・文化」分野につきまして、伝統文化を受け継ぐ政策項目と、伝統文化を生かした交流を広げる政策項目について、関連性がより強いことから1つに統合を

行っております。

さらに、「(9) 社会基盤」につきまして、素案の段階では社会基盤の中に参画の分野も含んでおりました。しかし社会基盤の項目が多様になったことから、(9) 社会基盤と(10) 参画を分ける形とし、素案では9分野でしたが、中間案では参画を新たに加え10分野の設定としております。

「(3) 教育」分野へお戻りください。前回の復興委員会等において、楽しく学ぶ、安心して学ぶといった政策項目の表現が、どの政策面に係るか曖昧であると御意見いただきましたので、知育、徳育、体育という表記をつけるなど、広く政策項目の名称について見直しを行っております。

続いて、長期ビジョン第6章「新しい時代を切り拓くプロジェクト」でございます。前回、素案では重要構想として考え方のみを示しておりましたが、中間案におきましてはILCプロジェクト、北上川バレープロジェクトなど11のプロジェクトを策定いたしました。詳細の説明については省略しますが、「7 健幸づくりプロジェクト」につきましては、保健福祉部で岩手幸福宣言を行い、取り組んでおりますので、健康の「健」と幸福の「幸」を掛け合わせた形で「健幸づくりプロジェクト」という表記にしております。

また、「11 人交密度向上プロジェクト」につきましては、震災復興を契機として様々なつながりが出てきておりますので、「人口」減少対策と「交流」人口の拡大、これらを掛け合わせた形で「人交密度向上プロジェクト」を設定しております。

第7章は「地域振興の展開方向」となります。こちらは囲み線の部分、県央広域振興圏の目指す姿を新たに加えました。同様に県南広域振興圏、沿岸広域振興圏、県北広域振興圏とそれぞれ目指す姿を盛り込んでおります。また、それぞれ圏域の取組方向について、素案では箇条書きでしたが、中間案では具体化して文章形式としております。

最後に、第8章「行政経営の基本姿勢」では、4本の柱を設定し、今後の行政経営を進めていく上で必要となる4本の柱について、それぞれ新たに具体的な取組方向を盛り込んだところがございます。私からの説明は以上でございます。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。続いて復興局から復興部分について御説明をお願いします。

○佐々木復興推進課総括課長 復興局復興推進課の佐々木でございます。引き続きまして、復興部分について御説明させていただきます。

まずは前回の復興委員会及び専門委員会での復興に関する事項についての御意見の反映状況を御説明させていただきたいと思っております。資料1-4の2ページ目を御覧ください。長期ビジョン第4章、復興推進の基本方向、資料1-2は25ページからの部分になります。

まず第4章 2 復興の目指す姿についてでございます。「犠牲者の故郷への思い」と「被災された方の故郷への思い」の表現の使い分けについて、御意見をいただきましたので、資料1-4の反映状況の欄でございますが、両者の違いが明確になるよう、変更いたしました。また、「犠牲者の故郷への思い、脈々と…」の記載内容につきまして、文章が少し分かりづらいという御意見をいただきましたので、文言修正をさせていただきました。

続いて第4章 3 復興推進の基本的な考え方と取組方向について、仮設住宅等では被災者を孤立させない視点や見守りというキーワードが必要とする御意見をいただき、地域コミュニティの分野に記載を追加しました。また、観光分野の記載にあたり道路整備につい

ても例示として記載すべきとの御意見をいただき、復興道路の整備を追加記載したところ
でございます。

続いて、資料1―4の4ページ、復興プランに反映した主な御意見です。ナンバー1は、
被災地での心身のリスクに係る内容を記載すべきとの御意見があり、復興プランに被災者
の健康維持・増進及びこころのケアの推進に係る取組を記載いたしました。

ナンバー2は、保健・医療・福祉の取組で、食生活の支援の内容を加えるべきとの御意
見をいただき、被災者の健康の維持増進を図るための栄養指導等について、復興プランに
記載をしているところでございます。

ナンバー3は、被災者支援について、仮設住宅や災害公営住宅以外に居住している被災
者の方々にも支援が届くようにという御意見がございました。現状においても、様々な支
援を行っており、復興プランにおきましても暮らしの再建の部分に内陸避難者も含めた支
援の取組を記載しました。

ナンバー4は、内陸の学校と沿岸部の学校の交流についての記載が必要との御意見をい
ただき、復興プランのいわての復興教育の部分に、内陸部、沿岸部の学校間の交流学習等
について記載いたしました。

最後に、ナンバー5の未来のための伝承・発信において、震災津波伝承館の整備だけ
でなく、津波復興祈念公園についても記載が必要という御意見をいただき、復興プランの教
育の伝承部分に津波復興祈念公園の整備についても記載しました。

御意見の復興関係の部分の反映状況については以上でございます。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。前回の御意見を踏まえ、より具体的になっ
てきておりますので、改めて委員の皆様から御感想や御意見をいただければと思います。そ
れでは谷藤委員をお願いします。

○谷藤邦基委員 私は、総合計画審議会の委員ですので、長期ビジョンに関するコメン
トは既にさせていただいておりますが、1点だけ申し述べさせていただきます。

長期ビジョン第3章基本目標について、復興の内容を非常に厚く書いていただき、総合
企画専門委員の立場としては非常に結構なことと思う一方で、たしかに震災津波に伴って
新たに生じた課題もありますが、震災津波が発災する以前からの課題、震災津波によって
時間軸を早めて顕在化してきた課題が様々なあるという認識を持っておくことは必要だと思
います。端的に表れているのは、人口問題ですが、それ以外の問題も含め、長期ビジョン
を策定するにあたっては、実は震災津波前から様々な課題があったことについての認識を
持つておかねばならないと思った次第です。以上です。

○齋藤徳美委員長 それでは次に、豊島委員をお願いします。

○豊島正幸委員 私からは4点申し上げます。

まず、長期ビジョン第4章復興推進の基本方向は、もちろん大切なことではあります
が、総合計画を構成する骨格になっているのは、第2章現状認識と第5章政策推進の基
本方向であると思います。現状をどのように認識し、いかにして強みを伸ばし、いかに
して弱みを克服していくか、それが描かれているのが第5章であると理解しております。
このようなスタンスで意見を申し述べます。

まず、前回御検討をお願いした長期ビジョン第2章「家庭・子育て」分野の[強み・チャ
ンス]ですが、「分娩リスクに応じた周産期医療提供体制が構築されている」と言い切っ

いることに対して、少々私は違和感を持ちました。敢えて言い切っていると私が申し上げるのは、我々は背景を知らず、この言葉をそのまま受け止めるしかないからです。この言葉だけだと、もう既に構築されていると受け止めます。しかしながら、周産期死亡率が本県は全国ワースト1位になったこともある状況を考えると、この言葉だけでは不十分ではないかと前回の会議で申し上げました。これに対し、資料1―4では政策プランに反映していただいた内容を丁寧に御回答いただきありがとうございました。

岩手医大病院と9つの県立病院が役割を分担して周産期母子医療に当たる体制を構築し、さらに岩手医大附属病院に「周産期救急搬送コーディネーター」を配置するなど、ソフト面でも体制を構築し、これらの取組が功を奏し、1,000人当たりの周産期死亡者が2009年の5.4人から2016年の3.8人にまで減少したという状況を理解することができました。このことは限られた周産期医療資源のもとで大変評価できることではないかと思えます。

そうであるならば、このような状況を伝えるためにも、もっと言葉を加え、事実在即した書き方が必要なのではないかと考えます。一例を挙げます。「岩手医大附属病院と9つの県立病院が役割を分担して、分娩リスクに応じた周産期医療を提供する体制が構築されており、近年周産期死亡率は顕著に低下する傾向を示している」と表現すると、事実に近い状況が伝わり、県民の理解も深まるのではないかと思いますので、御検討ください。

この点に関連して、第5章(2)①イを御覧ください。「安心して妊娠、出産、子育てができるよう、周産期医療提供体制の整備や妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の構築などにより、安全・安心な出産環境を整備します。」と、記載してあります。この文章は、今後の施策方向についてですが、ここで周産期医療提供体制の整備を行いますと表現すると、今まで行ってきたのものとは別に、新たなものを整備すると受け止めてしまいます。しかし、アクションプラン等を拝見すると、記載の中身は整備するというよりは、周産期医療提供体制の機能強化を行っていくと理解します。そうであれば、ここの表現は、整備ではなく、機能強化を図るなどの表現にすべきではないでしょうか。この点について、まず御意見頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋保健福祉部副部長兼保健福祉企画室長 保健福祉部の高橋でございます。御意見ありがとうございました。

前回御意見を頂戴し、整理させていただいたところですが、本日また具体的な表現につきましても御意見を頂戴し、大変我々としてはありがたいと思っております。一般の今後施策について、機能強化ではないかという御意見につきまして、例えば分娩リスクに応じた診療体制の整備は行ってきておりますが、他にも医師不足の中で、残念ながら産婦人科の医師が少なくなっている現状もあり、それに伴い、地域によっては分娩ができる医療機関が少なくなっていることもあります。そのような部分については今後行っていくこととなりますので、一応、整備という形にさせていただいたところでございます。しかし、御意見を頂戴しましたので、再度検討させていただきたいと思えます。

○豊島正幸委員 わかりました。続いて、第5章(8)自然環境についてです。②循環型地域社会の形成を進めますという項目がありますが、これは自然環境というタイトルの中にこれはなじまないと思えます。したがって、この政策分野の名称を、自然環境・生活環境に変えると、循環型地域社会の形成という内容も含むことができるのではないかと思います。

加えて、第2章⑧「自然環境」にも、この循環型地域社会の形成に関する現状を盛り込み、第2章と第5章のつながりが見える状態にしておくべきだと思います。強み、弱み、現状を書かず、第5章で突然、循環型社会作ると書くのではなく、しっかりと強み、弱みから、現状の記載をすべきだと思います。

そして3点目。第6章新しい時代を切り拓くプロジェクトについて、中間案で初めてどのような内容のものを行おうとしているのかが明らかになりました。この章で統一されているプロジェクトという言葉については、「1 ILCプロジェクト」は、ILC関連の内容に絞れていますので、プロジェクトという言葉がなじんでいると思います。しかし、「4 県北プラチナゾーンプロジェクト」は中身を見ますと、内容が絞れておらず、県北地域を舞台として地域振興を多様なもので行っていくように感じ、私がイメージする「プロジェクト」という名前になじまないと思います。その点で、他のプロジェクトについても、プロジェクトという名前が妥当かどうか御検討いただきたいと思います。

さらに、これらのプロジェクトがどのような必要性があり、ここに登場しているのかという過程が、必ずしも見えてきません。読み取れるとすれば、冒頭に「長期的な視点に立って、岩手らしさを生かした新たな価値・サービスの創造などの先導的な取組」と記載されているところだとは思いますが、文章の中に埋没しています。これは、素案の第6章2重視する視点という書き方が、一番明確な表現だったと思います。素案ではどのような点を重視して、これらのプロジェクトを立ち上げてきたかがよく分かりましたので、中間案についてもプロジェクトとして立ち上げるに当たり、重視した視点を記載することを希望いたします。

最後に4点目、第4章4 復興の進め方について、被災地の皆さんは、この4行の文章、特に、「必要な取組は最後まで実施します」という一文を、一番心強いものと受け止めるのではないのでしょうか。そうであるならば、項目のタイトルは復興の進め方というおとなしい表現ではなく、例えば復興事業の財源確保など、もっとインパクトのある表現にしたほうがよいのではないかとおもいますので、御検討ください。

○岩渕政策地域部政策推進室政策監 政策推進室でございます。まず自然環境の分野についてです。今回、長期ビジョンの大きな特徴が政策分野の設定の仕方にあると考えており、多くの方々が幸福を実感する領域ということで、外部有識者で構成する研究会にお願いし、12の領域を設定していただいたものを8つにまとめ、さらに社会基盤、参画を加えた10の政策分野に整理をしております。福祉の充実や産業振興などの切り口ではなく、多くの方々が幸福を実感する領域を政策の柱立てにしています。そうした意味から、そこに一番近い現在の政策を、今回の領域に設定した分野により近いところに設定しておりますけれども、例えば循環型については居住環境の方が良いという話であれば、また総計審等でも御議論いただきながら考えていきたいと思っております。

また、プロジェクトにつきまして、素案の際には考え方を示しており、今回は11のプロジェクトを具体的に示しております。現在、中間案に示した中身だけでなく、さらにプロジェクトの狙いや取組内容も具体化した上で、来月、案として公表できるよう検討しております。プラチナ社会につきましても、名称を含め、現在検討しているところがございますので、御意見の趣旨に沿った具体的で分かりやすいプロジェクトという形でお示ししていきたいと考えております。

○佐々木復興推進課総括課長 復興の進め方の部分について、委員の御指摘のとおりで、ここの肝はやはり「被災者一人ひとりの復興を成し遂げられるよう、必要な取組は最後まで実施します」というところでございます。そのためにも財源確保や制度継続など広く国にも要請しておりますので、現時点ではこの表題にしております。財源確保など、一つに特化すると確かにインパクトがあるとの御指摘がございましたが、今後、よりよい表現となるよう、検討してまいりたいと思います。

○豊島正幸委員 皆さん、本当に御苦労なさって、既存の制度を上手く運用して、ここまで復興してきたということも多々あると思いますので、それらを踏まえてタイトルを御検討いただければと思います。例えば財源については、資料2-2の2ページ冒頭「2020年度で区切ることなく、政策プランや地域プランに掲げる施策などと連携しながら、実施していく」という言葉があれば、皆さん安心すると思いますので、表題にも取り込んでいただければと思います。

○岩淵政策地域部政策推進室政策監 長期ビジョンの第2章の強み、弱みの記載の部分につきましては、その後の第5章「政策推進の基本方向」に50の政策項目を立てております。50全ての強み、弱みを長期ビジョンの中で盛り込むことが、ボリュームの関係から難しい面もあり、代表的なものだけを第2章には掲げております。そのため、政策の4年間のアクションプラン素案を9月に公表し、その中では全ての政策項目について、現状と課題から入る形となっていることをお伝えさせていただきます。

○齋藤徳美委員長 では、続いて中村委員、お願いします。

○中村一郎委員 ただいまの御説明の中で、プロジェクトの部分は、現在見直しされているとありましたが、今回新たに具体的なプロジェクトが10項目書き込まれたのを拝見し、「5 学びの改革プロジェクト」や「7 健幸づくりプロジェクト」、「11 人交密度向上プロジェクト」の具体的記述は、結局ICTやAIのことについてのみ言及している印象を持ちました。現在の記述ではとても狭い書きぶりとなっており、教育も健康も実際はもっと幅広い課題に取り組まなければならないと思いますので、通常の施策ではカバーしきれない部分を総合的かつ抜本的に取り組む、新しいものを持ち出していく内容に是非していただければと思います。

また、プロジェクトの部分でもう1点。「4 県北プラチナゾーンプロジェクト」について、プラチナ社会は三菱総合研究所さんが御提唱されているので、使用してよいものかという気もしますが、仮に使用するとしても、プラチナゾーンは県北地域だけでなく、オール岩手でも成立するものではないかと思われましたので、御検討をいただければと思います。

また、ゾーニングされている部分として、北上川、三陸、県北とあり、この3つである程度県域をカバーしているという考え方ですが、振興局が4つあるので、その整合は取れているかということが、若干気になりました。もちろん役所の配置とは別という考え方もあるとは思いますが、検討した結果、3つということであれば、結構です。

さらに細かいところを申し上げます、「3 三陸防災復興ゾーンプロジェクト」の前段に三陸防災復興プロジェクト2019の記載をしていただきたいと思います。「10 文化スポーツレガシープロジェクト」もラグビーワールドカップや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の記載もあるので、同じように、記載していただければと思います。

最後に、プロジェクトという表現について、豊島委員からもございましたが、プロジェ

クトと銘打つのであれば、考え方を前段でどのように説明していくかというところと裏腹な関係だと思えます。昔は〇〇構想といった表現をしておりましたが、表現については、一般の方々が見たときにおさまりの良い表現ということも十分踏まえて御検討いただければと思います。以上です。

○岩淵政策地域部政策推進室政策監 政策推進室でございます。プロジェクトにつきましては、御指摘の点、中でも県北プラチナゾーンについては、議会の特別委員会においても同じような御意見もありましたので、現在検討しているところでございます。

また、三陸防災復興ゾーンについての御指摘、三陸防災復興プロジェクト 2019 の取組等につきましては、「3 三陸防災復興ゾーンプロジェクト」に盛り込む形で現在検討しております。

そして、プロジェクトの基本的な考え方を分かる形にしていきたいと思えますけれども、基本的な考え方としては、現在の県の政策が4年間ごとのアクションプランを構築し、毎年度、政策評価のシステムで事業を見直しながら進めていく中で、長期的な視点に立ったプロジェクトが進めにくい環境となっております。そうしたところを踏まえながら、長期的な視点で10年、或いはそれを超える視点で取り組んでいくべきものを絞り込んで順次構築しているところでございますので、素案における視点の中で示しておりますが、ICT、AIなど新たな価値、サービスにつながる取組を中心に、教育の分野につきましても幅広いのですが、今回はICTやAIなどに絞り込んでいます。さらに厚くしていきますと、今度は4年間の具体的なアクションプランの取組と似通ってくる部分もありますので、長期的視点で取り組むべきものに絞り込む形で、現在検討を進めております。御意見を踏まえ、プロジェクトについてはまた精査を進めてまいります。

○齋藤徳美委員長 それでは、平山委員、お願いします。

○平山健一委員 この専門委員会で担当している復興関連の内容が、長期ビジョンの中でも一定の分量を締めていることは、ありがたいことだと思います。しかし、我々が今振り返ってみて、どこまで復興したかと考えた時に、三陸で広域連携し、新しい三陸の魅力を新たに創造し、三陸ブランドとして、物だけではなく、心の持ち方そのものも含めて発信していこうという大きな課題がございました。このスタンスとともに、まちのにぎわいが、我々が予想していたほどになっていないと感じます。これらを長期ビジョンの中で取り上げてほしいというのが私の考え方です。

平成23年策定の復興基本計画では、三陸創造プロジェクトに5つのプロジェクトがあり、ILCの入っている『国際研究交流拠点形成』プロジェクトもその中の一つですし、『新たな交流による地域づくり』プロジェクトもありました。次期総合計画では、ILCは第6章に入っています。しかし、広域連携については、前の復興基本計画ではきちんと位置づけ、新たな交流を期待しておりましたが、次期総合計画の「3 三陸防災復興ゾーンプロジェクト」は、書きぶりがありきたりだと思います。あまり我々が望んでいた広域連携して何かを生み出すというスタンスが伝わってきません。ここが弱いと三陸はなかなか未来へ向かって明るい議論が持てないのではないかと思いますので、ぜひ長期ビジョンを策定している方々には、皆さんに伝わるものにしていただきたいと思います。以上です。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。これに関連して私からも一言発言させていただきます。三陸が連携して一体となった将来ビジョンやまちづくりの方法について、本委員会

では様々な意見が出ていたと思います。岬を回らなければ隣町に行けない時代ではなくなりましたので、三陸が一体となるビジョンが作れると思います。

また、人口が右肩下がりの疲弊したまちに、さらに人が戻ってこないという現実一つを見ても、復興で成し得たこととして、足りない部分があったという自己反省も必要だと感じています。その反省に基づいて次期総合計画につなげていかなければならないと思います。

それでは、続いて、広田先生お願いします。

○**広田純一委員** 私からは5点申し上げます。1点目は、資料1-1スライド番号13番、第2章の岩手は今3岩手の変化と展望についてです。人口減少と少子高齢化の問題は、岩手が抱える一番の重大な問題、課題だと思っています。そのため、資料1-2の該当箇所もそうですが、具体的な中身をもう少し書き込んでいただきたいです。他のスライドはもっと具体的な中身も書き込んでいるのに、この概要はグラフが1枚あるだけで、非常に物足りない感じがします。要するに、もっと危機感を表現したような説明文と、どこを目指すべきかについて文章表現していただきたいと思います。例えば実現可能かは別として、シナリオ4を目指そうということですね。そのようなシナリオを描いているわけですから、県としてもっと積極的に、これを目指すのだというのを表現した方がよいと思います。ここが一番重要なところだと思いますので、概要版も、長期ビジョン中間案の文章も、現在当たりさわりのない文章となっていると思いますので、御検討ください。

2点目は、資料1-1スライド番号18番以降、第4章の復興推進の基本方向についてです。せっかく幸福というキーワードの理念を高らかにうたっているのに、個別の施策にも幸福の追求、守り育てるという理念がうかがえる内容にしてほしいと思います。大きな理念として幸福を掲げながら、各論になると幸福感が薄くなってしまうのはもったいないので、各論にも幸福という用語を入れるなど、御検討ください。

3点目は、資料1-1スライド番号23、第4章(4)未来のための伝承・発信についてです。本委員会でも度々コメントさせていただきましたが、東日本大震災の被災地として国内外からとても手厚い支援を受けてきたわけです。そのお礼として、県外、国外の被災地への貢献をしなければ、岩手県としては釣り合いがとれないと思います。しかし、そのことが全然書かれていないということが非常に残念で、復興の姿を見せるという自己本位のことではなく、被災地の連携を深め、積極的に県外、国外にも被災地との連携をしながら支援するという姿勢がもっと出ても良いのではないかと思います。このスライドは、まだ空白もありますので、県外、国外の被災地との連携支援をもう少し盛り込んでいただきたい。

4点目は資料1-1スライド番号36の「三陸防災復興ゾーンプロジェクト」です。平山先生がおっしゃったとおりで、アクションプランより長い視野で考えるプロジェクトという割には、小ぢんまりとし過ぎていて、この委員会でもたびたび三陸ブランドの話は出ておりましたが、その言葉さえなくなってしまうと、非常に残念だという気が正直しております。このプロジェクトの中には、今申し上げた他県や国外の被災地への支援、連携などについても当然入ってきてよいと思います。

最後5点目は、資料1-1スライド番号38、第6章新しい時代を切り拓くプロジェクト④9活力ある小集落实現プロジェクトです。これは言葉の問題なのですが、「小集落」とい

う言葉が非常に気になりました。私が一番今メインで行っているのが地域コミュニティの活性化や再編ですが、もう1つの集落や自治会では成立しないので、広域のコミュニティを作り、「地域運営組織」をどのように形成するかということが最大の課題になっています。そのような時に「小集落」という言葉がありましたので、この「小集落」がどの規模を表しているかはっきりしないところはありますが、言葉だけ見ると本当に小さな1個1個の集落というイメージになりますので、もう少し広いコミュニティを想定されているとは思いますが、言葉の再検討をよろしくお願いします。以上です。

○齋藤徳美委員長 続いて、南委員、お願いします。

○南正昭委員 私からは3点申し上げます。1点目は、資料1-1スライド番号14に関連し、谷藤委員がおっしゃいましたけれども、復興計画と総合計画とを重ね合わせるときに、復興の課題と地域のもともと持っている課題との混同が起こってきていると思います。その影響として、現在、ウォッチャー調査などを行っていますけれども、復興感を住民が考えるとき、復興の問題か、人口減の問題かがよく分からないということがあり、今後ますますこのようなことが起こると思います。その際にどのように対応すべきかということについて、少なくとも被災による課題を特定し、しっかり解決することがとても大事だと思います。逆に、どちらか原因がよく分からないものについては、復興と言わない方がよいと思います。いつまでも復興と言っていると、状況がよくなってきている人たちに対しても復興、復興と言っているように聞こえ、県民の総意が作りにくくなります。このあたりは私案ですので、御検討いただけたらと思いますが、まずは特定し、解決するということが混同を避けるという意味で大事だと思います。これらの仕分けを行うことは我々が初めて行うこととなりますが、必要なことだと思いますので、よろしくお願いします。

2点目は、資料1-1スライド番号17の基本目標についてです。東日本大震災津波の経験について、今後継承したり生かしたりしていかなければなりません。先日、北海道地震の視察に行っていました。そこで取り組まれていることの多様性や素早さは、やはり東日本大震災津波以降の知恵、そして県民や行政が努力で取り組んできたことが反映されていると感じました。西日本豪雨も熊本地震も、レジリエンス、よみがえる力が既に全国発信されてきているということを岩手で確認したい。また、岩手のよみがえりの力がさらに強くなっている、強く持っていくという仕組みづくりに、つなげていくことによって、伝承していくという形を作ればと思います。もちろん様々なことが書かれているので、一つの方法ではありますが、全部岩手でうまくいったから、その他の地域でもうまくいくかという、恐らくそんなことはないと思われることが多々あります。地域特性として、岩手の粘り強さをさらに粘り強くしていく、ターゲットを絞れば震災対応や津波対応でよいと思いますが、そうしたものをさらに作り込んでいくことがあればと思います。

3点目は資料1-1スライド番号9、幸福について、これも両方を追いかけているところがあり、個人の主観的幸福感と社会的な包摂であるソーシャルインクルージョン。しかし、これを一緒に考えられるのが岩手、それこそ宮沢賢治の、皆さんの幸福があつて自分が幸福になるということが一つの大きなフラッグ、理念としての共有があつて、初めて幸福感の話が、主観的幸福感という言葉が受け入れられると思います。そういったことをどこまで入れるか、幸福はそれぞれなど、様々議論はありますけれども、やはり社会的包摂という他者への配慮と、個人の幸福が同一線上にあるという、そうしたことを、復興を通

して、さらに強調できたらと思います。以上、3点です。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。南委員の一つ目の意見について、復興と将来的な地域づくりと混同してはいけないけれども、でも復興の課題は、実は地域づくりの課題と表裏一体に絡んでいるとも取れませんか。

○南正昭委員 私が申し上げたかったのは、意識の中で県民の人たちが総意をつくって復興を進めようということが、これから一方では難しくなることがあるのではないかということです。例えばビルド・バック・ベターは、よりよくというのが、もう既に復興なのか、未来づくりなのか、むしろ両方をセットにしていこうというようなことであるかと思いますが、それよりもむしろこれは被災によるものだと原因を特定してすることも必要ではないかと考えました。

○齋藤徳美委員長 了解しました。それでは若林委員お願いします。

○若林治男委員 私はこの計画を見て、よくまとめたなと思います。これに魂入れるには、何が一番大事で、何が一番必要かと思って、様々読ませていただきましたが、非常に素晴らしいことが書いてあります。資料1-2の4ページ「復興の実践で培われた一人ひとりの幸福を守り育てる姿勢と「つながり」を大切にする岩手県の強みを、復興のみならず、県政全般に広げ、過去10年、日本が、世界が解決できなかった様々な課題を、岩手の地で解決していくことが大切です」と、これは本当にすごい。ここはもう感動に値する。いずれフロントランナー、最先端に行くということなので、これは、本当に岩手県庁全員で考えてほしい。そうすれば、とてもすごい計画になると思います。

しかし、資料1-2第2章3(1)岩手の展望の人口減少問題、ここで一つだけ触れているのは、2040年100万人程度の人口を確保することを目標にしましょうという人口フレームがありますが、10年計画の最後の年である2028年は大体どれぐらいを目指すのかというのが、一つ数値目標として必要だろうと思います。人口減少が一番きいてくる話なので、これに対して、岩手県はどのように取り組むかを真剣に考えないと難しい状況があると感じます。

次に、幸福のキーワードでいくと、どう考えても高齢者が増えるので、健康寿命が大事だと思います。平均寿命も良いけれど、健康寿命を、統計を使いながら、きちっと出していきたい。それには、やはり予防が大事で、[健康・余暇]分野の[強み・チャンス]の一番に県立病院の数や地域医療連携体制構築についての文章が来ているけれども、本来は予防が最初に来るべきだと思います。県民が健康で、終活の最後まで健康で過ごしていることが一番幸福感に直結する気がしてならない。そのため、[健康・余暇]分野の[強み・チャンス]にどうしても健康寿命に触れたいという想いがあります。

さらに、もう一つは、このままで日本は良いのだろうかと思いますが、どうも家族が家族ではなくて「個族」になっているのではないかと感じます。これは、本当に真剣に考えていかないとまずいと思ってしまいます。

続いて、[自然環境]分野の[強み・チャンス]で、「再生可能エネルギーによる電力自給率が高まっています」という文言について、たしかに高まっているとは思いますが。これからも高まるでしょう。しかし、実際行っているのは、県内業者ではなく、大手企業ですから、県内に金が回るといって話ではないのです。ここについては、見かけと実態とをきちっと理解していただきたいと思います。

そして、第3章基本目標で、「復興の実績で培われた一人ひとりの幸福を守り育てる姿勢を復興のみならず、県政全般に広げ、県民相互の、さらには、岩手県と関わりのある人々のお互いに幸福を守り育てる岩手を実現します」。最後のところ、狭いですね。ここまで書いたら岩手だけでなく、世界まで行ってしまえという感じです。岩手県と関わりのある人々に限るのであれば、これはSDGsの理念と異なると思うので、岩手県と関わりある人だけではなく、もっと広げたほうが良いと思います。

第4章3(3)-1水産業・農林業ですが、農林業では多様な主体とっていますが、漁業だけは相変わらず漁業協同組合が核なのです。しかし、国はもう漁業権参入自由化という動きにもなっているので、その動きも踏まえながら、考えていく視点も必要だと思います。

最後に、第4章4復興の進め方について、社会基盤、インフラの中で平成32年度ではどうしても終わらない事業があります。平成32年度まで予算化はきちんと行う、財源手当も行うと言われているとは思いますが、それ以降のものについて、平成32年度末の時点で事業認可を受け、それが終了するまでとしなければ、いつまでも県負担が続き、大変だと思いますので、取組は必要だとは思いますが打ち切らないと、最後の部分が心配なので、みんな考えていければと思います。

東日本大震災津波以降で作る最初の総合計画なので、注目されていますし、多分みんな動くと思います。これをとにかく実行していくために、皆さんのそれぞれの役割がまだまだありますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

○岩渕政策地域部政策推進室政策監 今回の復興委員会の関係ということで、長期ビジョンと、復興プランについてはこの後御説明する予定にしておりますけれども、実は9月に政策プランを出してございまして、今回の政策体系は、お互いの幸福を守り育てる希望郷いわてという、説明いたしました幸福に関連する政策分野を設定しております。お話がありました主観的な幸福の実感につきましては、県民意識調査で把握をしていくことにしております。政策プラン、ここで政策評価を回すものになりますけれども、これにつきましては「健康・余暇」の分野であれば、今回、指標項目だけ、健康寿命は出し方が何通りかあり、介護認定で出す方法やアンケートで出す方法、病院にかかっていないなど様々な健康寿命の出し方があります。また、余暇時間や家族、子育てであれば総実労働時間など、今まで使っていない指標を立て、幸福に関連する客観的データに基づく指標ということで、政策を体系立ててアクションプランに掲げる具体的な推進方策を進めていくというような体系にしているところでございます。

また、エネルギーの話はまさにそのとおりでございまして、プラチナゾーンもですが、県内を地域内循環していきたいという考えがあり、その際にエネルギーの問題が一番大きいものでしたので、本県は外部の人をはじめとしたエネルギーをうまく地域内で使って、それを産業に結びつけながら経済も地域内で回していきたいという考え方がこのプラチナの考え方にもあり、そういう研究も進めたいということで進めております。以上です。

○齋藤徳美委員長 具体的に再生エネルギーとして、非常に力を入れても、結局それを地域の中で産業化して生かす仕組みではなく、そういう意味では国の復興予算も地域が自由に使って地域おこしするような形でなかったことが私は非常に残念であります。メガソーラーなどがたくさん設置されても、中央資本を全部入れて地元には一つも落ちない状態が

現実であります。最近は農山漁村再生可能エネルギー法によって、何%かが地元の自治体に落ちるといことで推進していますが、結果的に地域の産業がそれを使って生かしていかなければならない。そのため、さらに投資をして電気を起こす、エネルギーもという形にならなければいけないけれども、現状で3割自治を維持するのが精一杯となると、とても自活していくことが困難だという現実があると私は強く感じ、様々そういった課題にぶつかりましたので、ある面では、国策が変わらないと、できない現実があるということは踏まえておかなければいけないと思っています。

ちなみに、健康寿命、男は73歳とうかがいましたが、私は74歳、平山先生はもっと先輩であります。そのような年齢になると、私個人としては、幸福は健康で老後を迎えて、そして地域に貢献できることと感じます。そして、それを目指していけるということを実証して、希望を持たせることができれば、今後の方々にも不安なく、ある面では幸せな老後を迎えられることにつながると思っております。それでは、1番目の議題についてはこれで終わらせていただきます。

続いて、復興プラン（仮称）について事務局から御説明をお願いします。

○佐々木復興推進課総括課長 それでは、引き続きまして復興プラン（仮称）について御説明させていただきます。

資料は2-1と2-2になります。まず、復興プランの基本的な考え方について説明させていただきますと思います。資料2-1の概要版を御覧ください。

スライド番号2でございます。前回の委員会の際に骨子案でも御説明しましたが、復興プランは長期ビジョン第4章の復興推進の基本方向を受け、2019年度から2022年度までの4年間の具体的な復興の取組、実施事業をプランとして掲げるものになります。

続いてスライド番号4を御覧ください。プランの構成といたしまして、長期ビジョンに記載しております「より良い復興～4本の柱～」、安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生、未来のための伝承・発信と、それぞれの柱に基づく12分野の取組項目毎に計画期間に実施を予定している主な取組内容、事業を掲載することとしております。

スライド番号5です。先ほど南委員から御指摘のあった部分に関連する話ですが、今回の復興プランの推進に当たり、被災地で復興が着実に進んでいる一方、暮らしの再建、なりわいの再生などを中心とした復興の課題が多様化してきているという現状がございます。これらを踏まえ、政策プラン等に掲げる施策等とも連携しながら復興を推進していくこととしております。そのため、このプランの取組の記載に当たりましては、復興事業とともに政策プラン等の関連する取組についても、主な取組内容として併せて記載することとしております。

以下の主な取組内容につきましては、資料2-2【復興プラン（仮称）】（中間案に向けた復興局原案）を御覧ください。はじめにつきましては、策定の趣旨、プランの期間、構成、推進ということで、前回骨子でお示しして御覧いただいたものと同様でございます。

3ページを御覧ください。復興推進の取組は、復興の目指す姿、復興の推進に当たって重視する視点として、参画、交流、連携ということで、これらは長期ビジョンに記載しているものでございます。これについては、具体的な取組を進めるに当たりましても重要な事項であるということから、復興プランにも再掲載しているものでございます。

4ページからが主な取組内容となります。まず4つの柱 I 安全の確保 1 防災のまち

づくりの分野では、災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくりなどの取組項目を掲げ、水門陸閘自動閉鎖システムを備えた防潮堤の整備など、海岸保全施設や道路整備の推進やアドバイザーによる復興まちづくりに対する支援、被災者の安全、安心の確保、防災文化の醸成、継承などの取組を進めていくこととしております。

6 ページを御覧ください。構成事業の概要と実施年度について、中間案には掲載していませんが、最終版には主な取組内容毎に一覧表として記載することとしております。

7 ページを御覧ください。構成事業の概要と実施年度の一覧表のイメージになります。事業一覧表につきましては、取組項目毎に 2020 年度までの完了を目指す事業、2021 年度以降も当面の間継続する事業、復興の取組として終期を設定せず永続的に実施する事業など、実施年度を明記しながら取り組む事業の内容、事業計画値を記載することとしております。以降の取組にも同様の一覧表が最終的には載ることとなります。

続いて、9 ページを御覧ください。ここから 2 つ目の柱 II 暮らしの再建の取組となります。1 生活・雇用の分野におきましては、取組項目 No. 4 被災者の生活の安定と住環境の再建などへの支援等の取組項目を掲げ、被災者に対する恒久的な住宅の供給、被災者による住まいの再建の促進、バス路線の維持や三鉄の利用促進など、地域公共交通の確保、産業振興による雇用の確保などの取組を進めていくこととしております。

なお、ページ中段に星印で主に政策プランと連携して取り組む項目と記載してあります。こちらは、先ほど御説明いたしましたとおり、今回の復興プランの推進に当たり、多様化する課題に対応するため、政策プラン等に掲げる施策などとも連携して復興を推進する観点から、プランへの取組の記載に当たりましたが、復興事業とともに政策プランに関連する取組についても併せて記載しているものとなります。基本的には、長期ビジョンで示した方向性、復興の取組の方向性を進めるに当たって、政策関係のプランの取組の中で関連する部分を載せているイメージとなります。

13 ページを御覧ください。2 保健・医療・福祉の分野では、取組項目 No. 6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備等の取組を掲げ、医療を担う人づくり、健康相談、保健指導、栄養指導等による被災者の健康の維持増進、こころのケアセンターなどによる被災者へのこころのケアの推進などの取組を進めることとしております。

続いて、16 ページを御覧ください。3 教育・文化・スポーツの分野では、取組項目 No. 8 きめ細やかな学校教育の実践と教育環境の整備・充実等の取組を掲げ、児童生徒の心のサポート、岩手の復興教育の推進、被災したスポーツ、レクリエーション施設の整備、ラグビーワールドカップ 2019 釜石開催などの機会を生かした交流などにも取り組んでいこうというものでございます。

20 ページを御覧ください。4 地域コミュニティの分野では、取組項目 No. 12 地域コミュニティの再生・活性化として、被災地での暮らしの再建、地域コミュニティの再生等の課題解決に向けた活動の支援、コーディネーターや支援員などによる新たなコミュニティ形成の支援などに取り組むこととしております。

続いて、23 ページを御覧ください。ここからが 3 つ目の柱 III なりわいの再生となります。1 水産業・農林表の分野の取組でございます。取組項目 No. 14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築等の取組を掲げ、水産資源の回復、持続的利用に向けた取組、被災した水産加工業者への経費補助などの支援、相談会、セミナー、商談会などの開催によ

る販路拡大や高付加価値化の推進などに取り組むとしております。

続いて、28 ページを御覧ください。2 商工業の分野では、取組項目 No.18 中小企業などの事業再開と経営力向上に向けた支援などの取組等の項目を掲げ、中小企業の経営力向上に向けた産業支援機関による支援や経営課題のサポート体制の強化、水産加工業をはじめとした人材確保の支援、三陸の多様な資源を生かした研究開発の推進などに取り組むとしております。

続いて、33 ページを御覧ください。3 観光の分野では、取組項目 No.20 観光資源の再生と新たな魅力の創造等の取組を掲げ、被災した観光資源の再生、震災学習による教育旅行や企業研修等の誘致、三陸鉄道リアス線の開通、復興道路、宮古・室蘭フェリー、外港クルーズの就航など、新たな交通ネットワークの活用による誘客と交流人口の拡大に取り組んでいこうということでございます。

最後に、37 ページを御覧ください。ここからが4つ目の柱 IV 未来のための伝承・発信となります。先ほど広田委員から世界に貢献していかなければならないというお話もありましたが、資料1-2長期ビジョンでは第4章 1 復興の取組の原則の中で、「国内のみならず世界の防災力向上に貢献していく」という記載をしているところございまして、こうした流れでの取組ということにもなります。

1 事実・教訓の伝承の分野では、取組項目 No.22 教訓の伝承の仕組みづくり等の取組を掲げ、東日本大震災津波伝承館、高田松原祈念公園の整備、いわて震災津波アーカイブ～希望～の運用など、震災関連資料の保存、活用、防災の担い手の育成の取組を進めているということとしております。

また、2 復興情報発信の分野では、取組項目 No.24 復興の姿の重層的な発信の取組を掲げ、三陸防災復興プロジェクト2019の開催や、その他様々なフォーラムなど、多様な広報媒体等を活用し、東日本大震災津波の教訓の継続的、重層的な発信に取り組むこととしております。

以上、プランの内容の概略について御説明させていただきましたが、今後、委員会等の御意見もいただきながら、政策プラン、その他のプランとも併せ、地域総合計画のアクションプラン中間案として取りまとめていくものでございます。

なお、参考資料として、政策プランの素案概要版と前回報告させていただきました復興レポート2018実績と課題の部分の抜粋を提示させていただいております。以上です。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。それでは、復興プランについて、若林委員から御意見を申し上げます。

○若林治男委員 まずは5ページ、消防職団員の動向です。一時減少したと思いますが、その後、若手の参入があるか心配です。つまり防災体制の中で、ハード面も重要ですが、ソフト面でも充実した部分が必要だと思いますので、この点について教えてください。

2つ目。応急仮設住宅について、いつ頃解消する見込みか、お聞かせください。

最後に11ページ、国の支援が平成32年度までとなっており、現在様々な交付金などを受けていますが、ソフト面においても切れるのか、その後も継続するのか、教えてください。以上、3つよろしく申し上げます。

○松村総務部総務室特命参事兼行政経営課長 総務部総務室、松村と申します。消防団の人数でございますが、平成30年4月1日現在、県内の団員数は21,755人ということで、

平成 29 年から 108 人減少しています。また、条例でそれぞれ定めている定数の合計 25,705 人を下回り、充足率は 84.6%といった状況です。現在、加入促進ということで、消防団応援の店として消防団員割引制度のお店登録や機能別団員として消防団の仕事全部ではなく、予防活動や昼間の火災活動に限定するなどして団員を募集しております。また、女性の活動等も勧誘促進も進めているところでございますが、いずれにしても団員の数がなかなか増加していないのが現状であり、引き続き努力してまいりたいと思っております。

○齋藤徳美委員長 お願いします。

○工藤生活再建課総括課長 生活再建課の工藤です。応急仮設住宅の解消見込みについて、現在、応急仮設住宅に 3,900 人以上の方々が入居を余儀なくされていらっしゃるというところであります。そうした方々はピーク時には 4 万人以上の方々がお住まいでしたけれども、面整備事業や災害公営住宅の整備が進むにつれて移られているということで、今後もそうした面整備事業や災害公営住宅の完成に応じて移行していくと見込んでおります。ただし、面整備事業や区画ができて、家を建てるまでの期間もありますので、国の復興期間の 2020 年度、あるいは 2021 年度にかかるかもしれませんが、復興プランの期間中には整備に応じて解消する見込みで進めているところでございます。

○若林治男委員 まさに公務員的回答だが、阪神・淡路も二十数年経っても解消できなかったのです。今回も絶対に出てくると思うので、その対応を何らかの形で、腹を決めて考えておかないと、まずいと思いますので、ぜひ内部で検討してください。

○佐々木復興推進課総括課長 復興予算の 2020 年以降につきましてお答えいたします。東日本大震災の復興特別会計につきましては、特別会計に関する法律の一部を改正する法律がございまして、復興庁が廃止された時には会計も廃止するということになっております。そのため、復興庁は 2020 年までと設置法で規定されておりますので、2020 年で一旦特別会計は廃止になるということになります。しかし、そのような中でも、こころのケアなど、中長期的に取り組んでいかなければならない課題がございますので、今年度の県の要望でも、そうした事情を国にお伝えし、また、国もそのような課題があることは認識しており、調査をされているところですので、今後も県として被災地の現状をしっかりと伝え、最後まで事業が完結できるように取組を進めていきたいと思っております。

○工藤生活再建課総括課長 先ほどは、面整備事業などハード整備が進めば移られる方が多くいらっしゃると思われました。しかし、中には、周りの支援、特に市町村や相談支援センターでも支援を行っておりますが、そうした支援がないと、お一人ではなかなか災害公営住宅ができたとしても、すぐに移れない、あるいは災害公営住宅に移った方がよいのか、アパートに移った方がよいのか、決め兼ねていらっしゃる方々もおりますので、ハード整備だけでなく、そうしたお一人お一人の事情に寄り添った支援をしながら、一日も早く再建できるよう支援してまいりたいと考えております。

○齋藤徳美委員長 大変丁寧な御説明だと思いますが、法的な話ではなく、現実にはそのような問題は続きます。そのため、腹をくくって今から考えておかなければならないという若林委員の激励だと思います。それでは、続いて南委員。

○南正昭委員 全体の構造として、安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生、未来のための伝承・発信ということで、依然として残っている問題の解決とともに、我々の行った成果を発信していく伝承が加わったという印象で、このように得られたものを発信して

いくことは我々の役割として必要だと思います。その一方で、残っているどころか、全く目途もついていない課題があり、まちづくりで言えば今後、市街地に人が戻ってくるのか、まちのにぎわいや活性化が本当に実現するのか、伝承においても様々な教育問題があり、伝承の取組が様々な場所で、様々な形で起こっていますが、継続できるのか、我々がその仕組みとして、どこまで作れるかということは、まだ試行錯誤の段階のものも多々あると思います。それを、いかにも成果が上がっているとの発信とならぬよう、むしろ分からないことだらけの中で途中経過を発信しているという意識が必要だと思います。まだ分からない話が多々あり、今後その課題を乗り越えることが本願かもしれません。そういったことがどこかで浮き出てもよいと思います。どうしても成果が見える書きぶりにし、事業を組み立てなければならないことも理解しておりますが、意識として持っていただきたいと思いました。

○齋藤徳美委員長 続いて、広田委員、お願いします。

○広田純一委員 わたしからは4点申し上げます。

1点目は、資料2-2 復興推進の取組について、復興の推進に当たって重視する視点①参画について、お題目のように多様な主体の参画による地域づくりと様々なところに出てきますが、やはり具体案が必要だと思います。個々の政策毎に異なる具体的な参画の進め方を、各担当者に、ぜひ考えていただきたいと思います。参画自体は誰も否定することなく良いことですが、具体化することが大変だと思いますので、よろしくお願いします。

2点目は、II 暮らしの再建 2 保健・医療・福祉分野について、取組項目 No. 7の①被災者の健康の維持・増進、②被災者のこころのケアの推進ですが、個別支援から地域支援への流れがあり、要するに個別的にあまりに手厚く支援してしまうと、依存関係ができてしまうので、支援が必要な方々と御近所など様々な方々とを結びつけて、コミュニティの中にその支援者を置く地域支援を行うことがポイントとなっています。阪神・淡路大震災のときの大きな教訓として、個別支援を頑張り過ぎたために、逆にその後、地域の中で孤立してしまった反省があります。そのため、この基本的な考え方を確認しながら支援していただきたいと思います。

3点目は、II 暮らしの再建 4 地域コミュニティ分野について、取組項目 No. 12の②互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進ですが、このこと自体はとても必要だと思います。しかし、注意していただきたいことがありまして、地域づくり分野では広域の地域越え組織の動きが活発です。その一方で、福祉分野も地域組織を作ろうとしています。そのため、両者の競合が現場レベルで課題になっています。地域づくりコミュニティも福祉コミュニティもどちらが先ということはありませんが、やはり連携が非常に重要だと考えています。地域コミュニティ組織を再編しようとしているときに、全く同じ住民の方を対象に福祉分野が福祉コミュニティづくりを行ってしまうと、非常にやりづらいところもありますので、ぜひ地域づくり組織との連携を保ちながら進めることを徹底していただきたいと思います。

最後に4点目です。IV 未来のための伝承・発信 2 復興情報発信分野について、他の被災地との交流や連携を情報発信の中に入れていただいても良いと思います。可能であれば、具体的な支援をプロジェクトの中に加えていただくと良いと思います。実際、既に民間レベルでは支援していますし、市町村レベルでも行っています。また、宮古・室蘭フェリ

一を使った北海道胆振東部地震をはじめ様々な支援を、東日本大震災の被災地岩手が行っていますので、ぜひ、計画の中に入れておいてほしいです。以上です。

○齋藤徳美委員長 続いて、平山先生、お願いします。

○平山健一委員 にぎわいや人口の問題につきまして、これはもう商工業でお金を出せば解決するというものではなく、本当に幅広い、重たい問題だと思います。そうした重たい位置づけというのが、もう少し認識されているスタンスの書き方が必要だと思います。Ⅲなりわいの再生 2 商工業分野の取組項目 No. 18 に軽く書かれていますが、こんなに軽いものではないという実感です。以上です。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。それでは、中村委員お願いします。

○中村一郎委員 8年間の復興計画に続く4年間の復興プランということで拝見した印象は、8年間実施して、まだ様々な課題が各分野にありますけれども、そうした課題に対して、この4年間でどのように対応していくかといった部分が見えにくく、割と淡々と整理されている印象を受けました。

先ほどありましたが、仮設に入っている方々の対応、仮設商店街の方々の再建、まちづくりにも人が戻ってこない問題、その中でも非常に大きな問題だと思っていることは、被災地沿岸地域の復興事業が収束しつつあり、経済活動の縮小、鎮静化、もう火が消えつつある感じも実は受けます。そのため、そうした部分の対応も含め、今のうちから配慮していただければと思います。

次に、Ⅱ暮らしの再建 3 教育・文化・スポーツ分野の取組項目 No. 8 の②安心して学べる環境の整備の「いわての学び希望基金の活用などを通じて、就学支援等の充実を図ります」という点についてです。今年4月から被災地における通学交通費の負担軽減として、通学定期の半額助成を行っていただいておりますが、保護者の皆さんからとても助かっているという声を強くいただいております。現行では、平成32年度までの3年間となっておりますが、この就学支援の中で読めるものとするならば、本文の中に例示として「通学定期の支援など」という文章を加えていただけるとありがたいと思います。

さらに、防災ツーリズム関係ですが、県土整備部のインフラツーリズムのようなことを現在、検討していただいているとうかがっておりますが、是非それを各部局に広げてくださいと思います。実際、東日本大震災津波に対する岩手県での様々な対応、経験、知見は、例えば、避難所の運営方法や災害公営住宅の作り方、仮設住宅の作り方など、他県の今後の防災や震災対応に非常に役立つ取組になると思います。そのため、今後、南海トラフなど大災害も想定されていますので、視察を受けるなどして、岩手がしっかり貢献する。そして、岩手に学びに来ていただければ、岩手にお金が落ちることにもつながりますので、是非そうした取組まで進めていただければと思います。以上です。

○齋藤徳美委員長 続いて、豊島委員、お願いします。

○豊島正幸委員 Ⅲなりわいの再生 1 水産業・農林業分野の取組項目 No. 15 の③水産物のブランド化などの推進について、ここでは水産物の三陸ブランドを確立しましょうと掲げられております。三陸ブランド確立の中身として、どのようなものが含まれるか考えてみると、まずは衛生品質管理の高度化、これは欠かせない必須条件だと思います。他にはトレーサビリティの確立や一定品質を保つ水産物を一定量確保できる生産体制が考えられますが、三陸ブランドの確立を掲げていくときの戦略はどのようなことを考えられてい

るか、お聞かせください。これについては三陸の複数地域が一緒に取り組み、足並みを揃えていかねばならないことでもあるとは思っています。

○佐藤農林水産部副部長兼農林水産企画室長 農林水産部副部長の佐藤でございます。御意見ありがとうございます。三陸ブランドのお話でございました。本県の三陸地域は、商売的にロットが足りないという事情や時期的な問題等で、首都圏への出荷量を拡大できる状況にはないが、優れた素材の良い海産物等がたくさんあると、前から言われてきておりました。

復興プランの中にも記載してありますが、三陸の地域振興を含めて考えた場合に、いずれ三陸ならではのものを売っていく、それを様々な方に評価して買っていただくというのは非常に地域振興という意味でも大きな要素だと思っております。品質、安全、安心は、今や避けて通れない絶対条件ですので、こうしたところを重視しつつ、各地域が個々に特産品を出すにとどまらない、三陸全体が一つになり、三陸ブランドとしてまとまった商品開発を行い、岩手、三陸全体で様々なものをアピールできる体制を作っていきたいと思っております。流通の問題等もございますので、それらの工夫も重ねていきたいと思っております。

○豊島正幸委員 ありがとうございます。私は少し固定観念にとらわれていたように思います。これからのブランド化は、これまでの方法とは異なる新たな方法、地域毎の良いものを組み合わせるなど、今後知恵を絞っていただければと思います。

○齋藤徳美委員長 品質や量などの基本的な問題、その他に特産品として売り出すものが重要だと思います。たとえば、気仙沼のフカヒレ、たかが魚のヒレなのに、ちょっとした料理が何千円にもなる。岩手県も種市のウニや釜石の泳ぐホタテ、野田の荒海ホタテ、恋し浜のホタテなど特産品は結構あります。釜石の三陸おのやの魚も通信販売で全国的に売れている。このような工夫が少しずつ出てきて、それがなりわい、金平糖の角のようにそれぞれの地域になりわいが芽生えてくる。それを全体的にプロモートしていくというのがこれからの行政の指導の形だと理解しております。それでは、谷藤委員、どうぞ。

○谷藤邦基委員 私からは4点お話いたします。まず1点目は、長期ビジョンについてです。総合計画審議会のときにも申し上げましたが、改めてお願いさせていただきます。長期ビジョンの目次を拝見しますと、1章、2章で理念、現状分析、3章に基本目標があり、4章から具体的取組につながる章となっています。4章には復興プラン、5章には政策プラン、7章には地域プラン、8章には行政経営プランがあります。しかし6章だけはアクションプランがありません。要するに具体化に向けた取組はどうするのかということについて、総合計画審議会の際には、具体化はこれからというお話だったと思います。ぜひ、具体化に向けた動きが外に見えるような形で取組を進めていただきたいと思います。

2点目、長期ビジョン第4章 3 復興推進の基本的な考え方と取組方向(3)－2 商工業について、長期ビジョンに記載はありますが、復興プランに反映されていない部分がありました。①中小企業などの事業再開と経営力向上に向けた取組を支援しますという項目の、新たな交通ネットワークを生かしながら、地域産業の振興を図りますという表現について、ここを明確に反映した取組が復興プランには見えなかったもので、見直しをお願いします。

3点目、長期ビジョン第4章 3 復興推進の基本的な考え方と取組方向(3)－3 観光の①のイ 防災に配慮した自然とのふれあいの場の提供など、安全・安心な観光地の構築によ

る交流人口の拡大を図ります、について、交流人口の拡大は復興プランに出てきますが、安全・安心な観光地の構築を反映した取組が見えなかったのも、こちらも見直しをお願いしたいと思います。

最後に、Ⅲ なりわいの再生 2 商工業の取組項目 No. 18④や No. 19①に二重債務問題の記述があります。実は復興が始まるあたりから二重債務問題は非常に重要な問題だとずっと話してまいりましたが、特にこの問題に触れてこなかったのは、二重債務について、私の中では棚上げが続いているという認識だったからです。そこで現在、二重債務の問題はどのような状況になっているのか、お分かりでしたら教えてください。

○佐藤商工労働観光部副部長兼商工企画室長 商工労働観光部の佐藤と申します。御意見ありがとうございました。二重債務問題のお尋ねがございました。この二重債務問題の解決を図るため、岩手県産業復興相談センター、岩手産業復興機構、そして国の設立した東日本大震災事業者再生支援機構で、この解決に向かって動いてきたところですが、最新の平成 30 年 7 月末におけるこの 2 つの機関における債権買い取り等の支援決定件数、累計で 414 件となっております。今後、土地区画整理事業の進展とともに、仮設店舗での事業者が本設移転するという状況で、様々なニーズがまだ出てくると考えておりますので、本設移転の進展や事業者の資金需要を注視しながら、金融支援のニーズに対応してまいります。また、相談センターにおきましては、債権買い取り後のモニタリング等も行っていくということで、県としても様々な応援をしてみたいと考えております。以上です。

○谷藤邦基委員 確認ですが、債権買い取りは、買い戻しの条項があったと思いますが、その認識で間違いないでしょうか。

○佐藤商工労働観光部副部長兼商工企画室長 お尋ねのとおり、買い戻しの規定がございます。

○谷藤邦基委員 二重債務は結構面倒な問題で、私の感覚で申し上げますと二重債務の場合、旧債務は滅多に返せないのです。そのため、二重債務問題は棚上げになっているだけで、買い戻していないと言われても、買い戻しの原資は多分生み出せないと思います。これは事業性資金を扱ったことがある人なら分かる話です。いずれにしても、私は以前から時限爆弾だと思っていますので、今後も状況を注視していただきたいと思います。以上、よろしく申し上げます。

○佐藤商工労働観光部副部長兼商工企画室長 データを確認させていただきまして、岩手産業復興機構分ですが、110 件買い取り決定したうち 35 件については、経営の改善が進んだことにより、買い取り債権相当額を完済しているという状況でございます。

○谷藤邦基委員 それは非常に好成績だと思います。しかし、残りは相当苦勞されるだろうと思います。それについて公的な支援をどこまで行えるかということは別の問題だと思いますが、いずれしばらく残っていくと思いますので、是非注視して、何かいい方法があれば行っていただきたいと思います。ちなみに、最初にこの問題の解決策ということで県が打ち出したものは、少なくとも国の施策よりはいい施策だったと思っています。その理由として、返せなくなった部分の最後をどのように消化するかという視点があったからです。しかし、国にはその視点がありません。そのため、今後問題が出てくると思っています。

○齋藤徳美委員長 様々、御意見ありがとうございました。

私からは1つ申し上げます。将来三陸のまちをどうするか議論する際に、私自身がずっと申し上げていたことは、復興道路がたくさんできて、やはり県も出資している第三セクターの三陸鉄道はどうするのかということです。私は三陸鉄道を動脈とし、動脈が繋がればインフラを共有できる。そして、金平糖の角のようななりわい、なりわいを持った地域が連なる三陸というイメージを持っています。その動脈となるのは、今度一貫経営される三陸鉄道ですが、この交通ネットワークの記載は安全の確保にしか出ていません。

当初は、三陸鉄道のことを考えた枠組みにしていませんでした。しかし一貫経営により、事情が変わった。単に交通の利便性や安全性だけでなく、地域をどのように発展させるか、地域をどのように再生させるかという形で言えば、一番インパクトのある活用を行わなければならない財産です。この財産も放っておけば赤字で、県や市町村が資金提供しなければならない。三陸鉄道が生きるということは、地域の再生につながるということを様々なシンポジウムでお話いたしました。しかし、復興プランに書くところがないのです。交通ネットワークも安全の確保というところでは道路しか書かれていない。しかし、地域の保守の一番の基本は、つながった三陸鉄道をどのように地域に活用するか。これが生きてくことによって、地域に様々な動きが出て、産業が活性化します。宮古市は市役所が駅の近くにでき、交流センターが駅裏にできる。そうした所であれば当然三陸鉄道がその中心として交通の要衝にもなる。そういったまちづくりを本来進めていければよかったです、そういった知恵もありませんでした。今さら人がいなくなったところにまちを作ることは不可能です。しかし、それぞれに知恵を絞り、三陸鉄道を生かすまちづくりができれば、次の復興の再生につながると思います。そうした視点を復興プランに入れられませんか。鉄道は本当につながると大きな財産です。それを一言も書いていないというのは、片手落ちになってしまうと今になって私も思います。

そうした意味では、県立高校へ通う学生の通学定期代支援延長についても、通学定期支援は全部一様に配慮しなければならないのが現状です。しかし、三陸鉄道は行政が出資している第三セクターですから、支援して地域がそれで生きるのだったら、それは誰も批判しないと私は思います。このままだまうまういかなくて赤字が出てくれば、結局税金をつぎ込むという、もっとまずい結果になります。そのため、三陸鉄道を復興プランのどこかに入れられないかと思いますが、局長、いかがでしょうか。

○佐々木復興局長 委員長が求めているレベルではないのかもしれませんが、Ⅲ なりわいの再生 3 観光の取組項目 No. 20③には、「三陸鉄道リアス線開通による鉄道網」についての記述はあります。

○齋藤徳美委員長 観光は一過性のものなので、地域住民にこそ使用していただきたいのです。

○若林治男委員 Ⅱ 暮らしの再建 1 生活・雇用の取組項目 No. 4③には、「三陸鉄道の地元利用を促進するため」ということで書いてあります。

○齋藤徳美委員長 この表現では物足りないです。私が申し上げているのは、スポーツや観光という話ではなく、地域の骨格です。それを我々失念していたと思うわけです。そのため、道路は国がお金を出してくれて縦貫道できました。その道路を中心に、地域の様々なものが栄えますが、三陸鉄道とは意味合いが違います。鉄道は地域の足であるし、子供からお年寄りまで、どうしても利用しなければならない人たちがいます。そういったとこ

ろが福祉をはじめ様々なところにつながってくる大きな日本の財産だと思います。

○中村一郎委員 今、齋藤委員長からお話をしていただきましたが、おっしゃるとおりだと思います。基本的には、鉄道は住民の足であり、観光客に乗っていただくものではありませんが、私が沿岸で皆さんとお話をし、地域の方々と意見をしている中で、三陸鉄道はやはりそれ以上の存在だと改めて実感しています。さらに宮古―釜石間がつながると、久慈から大船渡までが全て三陸鉄道一本でつながります。そのため、各市町村にもお願いしていますが、単なる移動手段だけではなく、地域活性化の一つの素材として一緒にやりましょう、大いに活用してもらいたいというお話もしていますので、ぜひ前向きな位置づけとして、プランに書き込んでいただくか、長期ビジョン第6章 3 三陸防災復興ゾーンプロジェクトの(6)三陸地域の振興を推進する体制の構築の記載もありますので、この中に三陸鉄道の活用も検討していただければと思います。また、県だけではなく、沿岸市町村も含め、大いに活用していただきながら、しっかり持続させていくことが大切だと思います。なくしてからでは、大きな喪失につながりますので、会社は会社で頑張りますけれども、ぜひ県としても、御支援、サポートをお願いできればと思います。

○齋藤徳美委員長 皆さん三陸鉄道は大事だとおっしゃいますけれども、沿岸部の首長さんでさえ、乗っていないのです。だから市町村は、住民の足として地域づくりに生かす施策を考えてほしい。そして県は、それをサポートしてほしいと思います。行政的にそうした視点を持っていただかないと、これまでJRの走っていた市町村は、三陸鉄道に移管して状況が変わるわけですから、地域づくりの一つの基本視点として、考えていただきたい。

三陸鉄道についての課題は、地域を考えたときに、とても重要な課題だと思っています。今行わなければ、30億円の持参金はすぐになくなり、フォローできない状況に陥り、人口減少どころではなく、三陸沿岸がまちとしてやっていけなくなる事態と、表裏一体だという認識を持っていただきたいと思います。

○広田純一委員 委員長の御意見につきまして、長期ビジョンを拝見させていただきましたが、綺麗に入る箇所がないと思います。強いて挙げれば、第5章2(9)社会基盤に、道路のことが書いてありますので、ここの内容を膨らませて、鉄道について入れる。そして、社会資本を整備しますと書いてありますが、せっかく復興の過程で復興道路や三陸鉄道一貫経営とインフラが整備されるので、それらを活用した産業振興についても記載がありますので、これらの部分を膨らませて追加していただくというのが一つの案かと思います。

その他、入れられるとすれば、社会基盤の活用を文言として入れ込めるぐらいかと思います。以上です。

○齋藤徳美委員長 御審議ありがとうございます。皆さん、いろいろ県の施策についてフォローしたいという熱意がありますので、特に今ここで取りまとめは行いません。委員の御意見につきましては、取り入れるところを取り入れるなど御尽力をお願いします。それでは2番目の議題を終わらせていただきます。

議事は、これで終わります。最後にその他、事務局からございますでしょうか。

3 その他

○佐々木復興推進課総括課長 今後の復興委員会についてでございます。現在復旧、復興に関する事項を調査審議するためということで、県内の関係機関の代表等で構成する復興

委員会を設置しており、また専門分野の有識者から成る総合企画、女性参画推進、そして津波防災技術と、3つの専門委員会を設置しております。委員の任期はいずれも平成31年3月31日までとなっております。局長挨拶でも申し上げましたが、来年度におきましても東日本大震災津波からの復興を引き続き県政の最重要課題ということで位置づけて取り組んでいくということから、復興委員会、そして各専門委員につきましても引き続き設置し、委員の任期につきましても従来どおり2年間ということで、現在、このような方向で考えているところでございますので、御報告いたします。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。我々も8年間を一区切りとして考えて行ってきました。私も関連新聞記事のファイルが150冊になり、何一つ見逃さないつもりで専念してまいりました。8年間経過し、復興計画を総合計画に移行していくということでしたので、総合計画に関わる若い方々に御議論いただく方向で、という思いもありました。ちなみに来年度、復興局が残ることについても確定しておりますでしょうか。

○佐々木復興局長 復興局につきましては、組織のことですので今後検討ということになりますが、現時点では特段、今年度限りという話はありません。

○齋藤徳美委員長 復興局がなくなれば、そのもとにある復興委員会も専門委員会も運命共同体であると思ひ、ご確認させていただきました。

復興に向けて皆さん頑張ってまいりました。しかし、復興の実感というのは正直、十分ではない。これで復興体制を区切るとなれば様々な意見が噴出するでしょう。そうした意味では、国の10年間の復興期間の最後まで我々がお役に立つのであれば、引き続き知恵を絞っていこうという方向になると思ひます。これにつきまして、委員の皆様よろしいでしょうか。

○委員一同 (異議なし)

○齋藤徳美委員長 それでは、委員の方々も頑張る意思がありますので、県が設置を続けるということであれば、今後も頑張りたいと思ひます。

8年間の復興計画を策定し、毎年のプラン、進捗管理という形で行ってまいりましたが、次のステップであれば、検証を行い、次の計画に行くというのが本来の筋だと思ひます。今回、8年間で全てが切れるというわけではないので、全部の総括をする必要はないかもしれませんが、いずれ委員の皆様とは、検証・評価等について、議論してみたいと思ひますので、その際は御意見を出していただければと思ひます。以上です。

それでは、事務局にお返しいたします。

○多賀推進協働担当課長 本日は、長時間にわたり御議論いただき、どうもありがとうございました。本日の委員会の概要につきましては、11月6日に開催されます親委員会である復興委員会において報告させていただく予定でございます。

また、次回の委員会ですが、1月21日月曜日の開催を予定しております。

4 閉 会

○多賀推進協働担当課長 本日の委員会は、これをもちまして閉会といたします。どうもお疲れ様でございました。